

お 知 ら せ

平成23年2月7日

大分県農林水産部

大分市宮尾の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域の縮小及び卵の出荷再開について

大分市宮尾の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする移動制限区域内における100羽以上を飼養する10農場（採卵鶏：6農場、肉用鶏：2農場、その他（自家用）：2農場）については、発生状況調査（臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査）ですべて陰性を確認しました。

また、100羽未満飼養の農場等についても、臨床検査等で異常がないことを確認しました。

このことから防疫指針に則り、発生農場を中心に半径10kmで設定されている移動制限区域について、5kmに縮小し、5～10kmの範囲を搬出制限区域と設定することとなりました。

また、採卵鶏6農場の卵の出荷が家畜保健衛生所により受入体制が整っていると確認されたGPセンター等の施設に限り、

- （1）出荷まで毎日死亡鶏の数を家畜保健衛生所に報告すること
- （2）出荷開始日又はその前日に、家畜保健衛生所の臨床検査を受けて異常がないこと

を条件として、卵の出荷を認めることとしました。

【問い合わせ先】

家畜衛生飼料室 吉武、御手洗

内線：3680 ダイヤルイン：097-506-3684